

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

天理市長 並 河 健

天理市規則第7号

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年3月天理市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第9条の2中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に、「第28条の5第1項」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）その他の同条第1項」に改める。

第11条各号及び第11条の2中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第11条の3第1項第1号中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同項第2号中「再任用職員（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。第4項において同じ。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第11条の4第1号及び第2号、第13条ただし書、第14条第2項ただし書並びに第16条の2第1項ただし書中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第16条の3第2項を次のように改める。

2 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条第1項の規定による部分休業又は子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業及び子育て部分休暇の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第16条の3の次に次の1条を加える。

(子育て部分休暇)

第16条の4 子育て部分休暇の単位は、30分とする。

2 子育て部分休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（育児休業法第19条第1項の規定による部分休業、別表第2第12号に規定する特別休暇又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から当該部分休業、特別休暇及び介護時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第20条見出し中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改め、同条中「又は介護時間」を「、介護時間又は子育て部分休暇」に、「又は第15条の2第1項」を「、第15条の2第1項又は第15条の3第1項」に改める。

第23条見出し中「及び介護時間」を「、介護時間及び子育て部分休暇」に改め、同条第1項中「又は介護時間」を「、介護時間又は子育て部分休暇」に、「又は介護時間承認請求書（様式第4号）」を「、介護時間承認請求書（様式第4号）又は子育て部分休暇承認請求書（様式第5号）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第20条の子育て部分休暇の承認を受けた職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- (1) 子育て部分休暇に係る子が死亡した場合
- (2) 子育て部分休暇に係る子が職員の子でなくなった場合
- (3) 子育て部分休暇に係る子を養育しなくなった場合

第24条中「様式第5号」を「様式第6号」に改める。

第25条第2項中「又は介護時間」を「、介護時間又は子育て部分休暇」に改める。

様式第5号を様式第6号とし、様式第4号の次に次の1様式を加える。

様式第5号（第23条関係）

子育て部分休暇承認請求書

年 月 日

（任命権者） 様

請求者 所 属

職氏名

次のとおり子育て部分休暇の承認を請求します。

1 請求に係る子	氏 名			
	続 柄 等			
	生年月日	年	月	日
2 請求期間及び 時間	期 間		時 間	
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～ 時 分	
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他（ ）	午後 時 分～ 時 分	
	年 月 日から	<input type="checkbox"/> 毎日	午前 時 分～ 時 分	
	年 月 日まで	<input type="checkbox"/> その他（ ）	午後 時 分～ 時 分	
3 備考				

（注）

- この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等（当該子が育児休業法第2条第1項において子に含まれるものとされる者に該当する場合にあっては、その事実。以下同じ。）及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書、母子健康手帳の出生届済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書等）を添付すること（写しでも可）。
- 子育て部分休暇の承認が、職員からの請求により取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。
- 該当する口には、印を記入すること。

(裏面)

日付	休暇の承認を取り消された時間		時間数	請求者印	所属長印	備考
	午前	午後				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月天理市条例第33号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第3条第3項に規定する暫定再任用短時間勤務職員については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、改正後の天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の規定を適用する。
- 3 令和4年改正条例附則第3条第1項に規定する暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第11条の3第1項第2号及び第4項の規定を適用する。